

岩手県立高等学校専攻科修学支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱に基づき支給される岩手県立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）は、県内の県立高等学校専攻科（以下「県立高等学校専攻科」という。）に通う低所得世帯の生徒に係る授業料に対し、専攻科支援金を支給することにより、高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(対象者及び支給額)

第2条 専攻科支援金の支給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、県立高等学校専攻科の生徒のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者
- (4) 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、次のア又はイに該当する者
 - ア 生計維持者の市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。）に100分の6を乗じた額から調整控除の額を控除した額（以下「算定基準額」という。）が100円未満である者（以下「区分1」とする。）
 - イ 生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者（アに該当する者を除く。）（以下「区分2」とする。）
- (5) 県立高等学校専攻科のうち、大学（短期大学を含む。）への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、各号に定める時点から専攻科支援金の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が判断した場合は、この限りではない。

- (1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者
処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者
翌年度の4月

3 専攻科支援金の支給額は、支給対象県立高等学校専攻科の授業料の月額に相当する額（区分2に該当する者については、授業料の月額に相当する額の1/2の額）とする。ただし、授業料の月額に相当する額（区分2については、授業料の月額に相当する額の1/2の額）が以下の表の支給上限額を

超える場合にあつては、専攻科支援金の額は支給上限額とする。

＜専攻科支援金の支給上限額＞

	区分 1	区分 2
県立高等学校	9,900 円	4,950 円

(支給の申請及び認定)

第3条 受給資格者は、専攻科支援金の支給を受けようとするときは、個人番号を利用する受給資格者については、別記様式(その1)による申請書に生計維持者の個人番号カードの写し等を、個人番号を利用しない受給資格者については、別記様式(その2)による申請書に生計維持者の課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額等を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添付して、校長に申請し、その認定を受けなければならない。

2 校長は、前項の認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を当該申請を行った者に対し、県教育委員会が別に定めるところにより通知しなければならない。

(支給方法)

第4条 県教育委員会は、第3条第1項の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に対し、専攻科支援金を支給する。

2 専攻科支援金の支給は、受給権者が第3条第1項の認定の申請をした日(当該申請が校長に到達した日(以下「申請日」という。)をいう。)の属する月(受給権者がその月の初日において在学していないときは、その翌月。ただし、月の初日以外に入学した場合において、県立学校授業料等条例施行規則(昭和38年岩手県規則第23号)第10条の例によるときは当該月)から始め、当該支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給権者が、やむを得ない理由により第3条第1項の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき(当該申請が校長に到達したときをいう。)は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(代理受領等)

第5条 県教育委員会は、県立高等学校専攻科に在学する受給権者に支給すべき専攻科支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てることを標準とする。この場合においては、当該受給権者に対し、専攻科支援金の支給があったものとみなす。

(支給事由消滅の通知及び届出)

第6条 校長は、受給権者に係る専攻科支援金の支給を受ける事由が消滅したとき(当該受給権者が修了した者となったときを除く。)は、その旨を受給権者であった者に対し、県教育委員会が別に定めるところにより通知しなければならない。ただし、受給権者が死亡したことにより受給資格が消滅したときは、必ずしも受給権者に通知する必要はないものとする。

(支給額の通知)

第7条 校長は、第3条第1項の認定をしたときから6月までの間及び各年度の7月から当該年度の翌年度の6月までの間における最初の専攻科支援金を支給したときは、当該専攻科支援金の額を、県教育委員会が別に定めるところにより、受給権者に通知しなければならない。

- 2 校長は、受給権者に支給した専攻科支援金の額が前月に当該受給権者に支給した専攻科支援金の額と異なるときは、県教育委員会が別に定めるところにより、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した専攻科支援金が前項の最初の専攻科支援金であるときは、この限りでない。

(支給の停止等)

第8条 専攻科支援金は、受給権者が在学する県立高等学校専攻科を休学した場合において、受給権者が申し出たときは、その支給を停止する。

- 2 前項の申出をした受給権者が、前項に規定する場合に該当しなくなったときは、県教育委員会が別に定める申出書に、収入状況届出書等（個人番号を利用する場合は別記様式（その1）による収入状況届出書に生計維持者の個人番号カードの写し等を添付したものをいい、個人番号を利用しない場合は、別記様式（その2）による収入状況届出書に課税証明書等を添付したものをいう。次条以降において同じ。）を添付して、校長に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に生計維持者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りるものとする。
- 3 校長は、第1項の申出により支給の停止をしたとき又は前項による支給の再開をしたときは、県教育委員会が別に定めるところにより、その旨を当該申出をした受給権者に対し通知しなければならない。
- 4 第1項の支給を停止する期間は、同項による申出をした日の属する月の翌月（申出をした日が月の初日である場合は当該月。）から第2項による該当しなくなった旨の申出をした日の属する月（申出をした日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月。）までの間とする。
- 5 第1項の規定により当該月に係る専攻科支援金の支給が停止された月は、第2条第1項第3号の期間の計算については、その初日において県立高等学校専攻科に在学していた月には該当しないものとみなす。

(受給権者の転学等)

第9条 受給権者が転学等をする場合は、転学元の学校において受給資格を消滅させ、転学先の学校で改めて認定申請を学校に対して行うものとする。その際、申請書にこれまでの高等学校等専攻科への在学状況を記載するとともに、転学元の学校が所在する都道府県から生徒に発行される受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付するものとする。（同一学校内において課程を変更する場合についても、改めて別記様式による申請を行うものとする。）

(収入状況の届出等)

第10条 受給権者は、毎年度、県教育委員会が別に定める日までに、別記様式による収入状況届出書等を、校長に提出しなければならない。ただし、これまでに個人番号の利用によって所得確認が行われている受給権者又は第8条第1項の規定により専攻科支援金の支給が停止されている受給権者を除くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る生計維持者について変更があったときは、収入状況届出書等を、速やかに校長に提出しなければならない。ただし、本要綱により既に当該生計維持者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しないものとする。
- 3 校長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が第2条第1項第4号に該当しないと認めたときは、第6条によりその者に対して通知しなければならない。
- 4 受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を校長に届け出なければならない。

(支給の一時差止め)

- 第11条 受給権者が、正当な理由なく前条第1項の規定による届出をしないときは、専攻科支援金の支給を一時差止めることができる。なお、支給期間の進行は停止しないものとする。
- 2 停学処分を受けた者であって、3か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日に属する月の翌月から、処分を解かれた日の属する月までの支給を一時差止めするものとする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給を差止めることとする。）。なお、支給期間の進行は停止しないものとする。

(支給実績証明書)

- 第12条 校長は、受給権者又は受給権者であった者から請求があった場合には、専攻科支援金の支給の実績を証明する書類を発行しなければならない。

(補則)

- 第13条 この要綱で定めるもののほか、専攻科支援金の支給に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和3年度以前に県立高等学校専攻科に入学した生徒については、本文中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。